



選挙広告 のイロハ

選挙運動と政治活動について

政治上の目的をもって行われるいっさいの活動を「政治活動」と言います。

広い意味では「選挙運動」も「政治活動」の一部となりますが、公職選挙法では「選挙運動」と「政治活動」を理論的かつ明確に区別しています。

選挙運動

公示日から投票日前日までに、立候補者が当選する目的を持って選挙ビラの配布や街頭演説、選挙カーなどで広報運動すること。

政治活動

政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

選挙広告が出稿できる時期

選挙広告が出稿できる時期は、立候補者届出日から投票日の前日までとなります。
「政治活動」の広告であれば特に規制を受けることはありません。

立候補者届出日
(公示日)

投票日前日

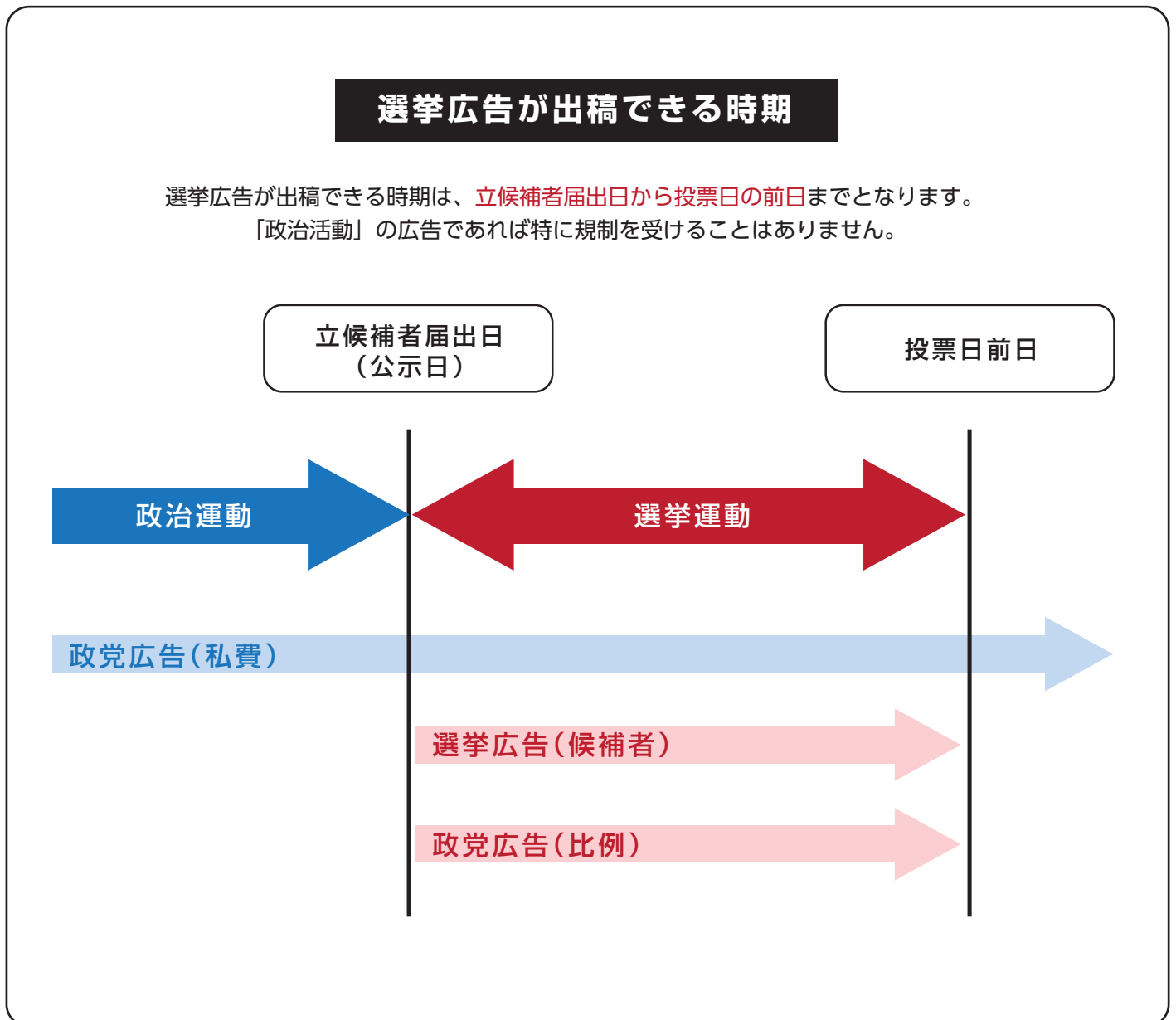
政治運動

選挙運動

政党広告(私費)

選挙広告(候補者)

政党広告(比例)



選挙時の折込広告サービス

選挙時に告知に使用できる折込広告は「候補者のビラ（個人）」「候補者届出政党ビラ（比例）」「名簿届出政党等のビラ」の3種類です。

	候補者のビラ（個人）	候補者届出政党のビラ（比例）	名簿届出政党等のビラ
内容	①内容が犯罪を構成する場合を除き自由。 ②表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合はその名称）、住所を記載	①内容が犯罪を構成する場合を除き自由。 ②表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合はその名称）、住所、候補者届出政党の名称を記載	①内容が犯罪を構成する場合を除き自由。 ②表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合はその名称）、住所を記載 ③届出ビラである旨を表示する記号を記載
種類	2種類以内	制限なし	2種類以内
枚数	選挙によって実施可能な折込枚数は異なります。詳しくはお問い合わせください。		
規格	A4(29.7cm×21cm)以内	A3(42cm×29.7cm)以内	制限なし
証紙	必要	必要	必要なし
証紙の記号例	小選挙区選出議員 候補者個人ビラの証紙 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ○年○月執行 衆議院(小選挙区)選挙 1(受付番号) 第○区 ○○件選管 (○○県) </div>	小選挙区選出議員 候補者届出政党ビラの証紙 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ○年○月執行 衆議院(小選挙区)選挙 A(アルファベット) 第○区 ○○件選管 (○○県) </div>	比例代表選出議員 名簿届出政党等の「届出ビラ」である旨を表示する記号 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 衆比○○ブロック届出ビラ第○号 (中央選挙管理会) </div>
頒布	立候補届出受理後から選挙期日前日(午後12時)までに限る(※1)		
折込媒体	朝刊折込・夕刊折込		
折込料金	通常の折込料金の5割増(※2) 例)・朝刊折込(A4サイズ) @4.20(折込料金)+0.1円(手配管理料) ・夕刊折込(A4サイズ) @6.00(折込料金)+0.1円(手配管理料)		通常の折込料金

※上記は国政選挙の場合となります。
 ※選挙ビラによる告知は新聞折込広告が原則となります。
 ※1 選挙公報配布日に選挙ビラの折込実施ができない場合がございます。
 ※2 折込料金は、愛知県下5割増料金です。(但し全国紙は通常)



折込広告のイロハ

折込広告って朝刊に折り込むだけ？



どの地域に配布できるの？



折込料金っていくらかるの？



チラシが折り込まれるまでの流れは？



注意事項 ～違法な「事前運動」の恐れとなるケース～

届出前に選挙運動を行うと公職選挙法に違反した事前運動となります。また選挙期間中も同様の折込は違反となる恐れがあります。

自己の制作主張がなく単に他を非難・攻撃・中傷誹謗するもの。
 例)〇〇議員は学歴詐称しています。

他者に一方的な呼びかけをし、回答を要求するもの。
 例)〇〇議員に回答を要求する。

特定の候補者名をあげ、その者の当選を得させないようにするもの
 例)〇〇議員の投票を控えよう。

候補者の推薦決定を告知する広告
 一政党、労働組合、講演会など
 例)〇〇党予定候補者〇〇氏を推薦

立候補の通知・挨拶の表現があるもの
 例)立候補予定者の写真・名前・経歴などの記載・公的・候補者などの言葉を掲載

選挙の自由・公平・公正を害する恐れのあるもの
 例)利益誘導などの罰則に触れるようなもの

特定選挙区の立候補予定者、特定政党の公認予定候補であることを明示、暗示するもの
 例)衆議院愛知〇地区の公認候補 〇〇区公認

常識以上に候補者の名前が大きいもの
 例)名前、写真、経歴が一面の半分以上ある

号外、政策レポートに名を借りた立候補予定者の個人名が入った広告
 例)〇〇党号外、候補予定者〇〇、写真

公職者または候補者が有料である年賀・寒中見舞・慶事・激励などのあいさつ

候補者が広告主で通常は氏名を標示していないのに選挙が近くなると表示する。
 例)〇〇スーパーは〇〇氏を応援します。

〇日が投票日の時〇党の政党として「〇日はやっぱり〇党」等の政党広告
 例)〇日の総選挙では消費税を下げる〇党に投票を

当選御礼・落選のあいさつ
 選挙人に挨拶する目的を持って文書図画を頒布する

お問い合わせはこちらから

株式会社 中日総合サービス 本社営業部

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番5号 松下中日ビル5階

☎ 052-261-2201 📠 052-261-2220

